

別表 2 含有抑制物質

No	化学物質群	閾値
25	アンチモン／アンチモン化合物	1000ppm
26	ヒ素／ヒ素化合物	1000ppm
27	ベリリウム／ベリリウム化合物	1000ppm
28	ビスマス／ビスマス化合物	1000ppm
29	ニッケル(特定用途のみ,注 1)	DIN EN1811 試験時にニッケルの剥離量が 0.5 マイクログラム／平方センチ／週を超えないこと
30	セレン／セレン化合物	1000ppm
31	臭素系難燃剤(別表 1 の 7, 8 項に該当する PBB 類, PBDE 類を除く)	1000ppm
32	ポリ塩化ビニル (PVC)	1000ppm
33	フタル酸エステル類	1000ppm

注 1 : ニッケルを報告しなければならないのは、ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある、特定の規制用途(携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など)に使用されている場合です。

※閾値を超えて含有している場合、報告の必要あり。